

この町は あなたが住む町 つくる町 神川町議会

かみかわ町議会だより



「古くは火宮明神と呼ばれ、小松公を合祀く、茅の輪くぐり、杜とよび親しまれ、地域の平穏なくらしを見守る」 小浜、小松神社

(撮影者「フォーカス友の会」山口修治さん)

- 平成19年度神川町一般会計歳入歳出決算の認定など可決
- 平成20年度神川町一般会計補正予算(第2号)など補正予算を可決
- 神川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例など可決

第 **12** 号
平成20年12月1日発行

編集 神川町議会運営委員会
発行 埼玉県児玉郡神川町議会

〒367-0292 児玉郡神川町大字植竹909
☎ 0495(77)0707 <http://www.town.kamikawa.saitama.jp>

定例会の あらまし

平成20年第4回神川町議会定例会は9月4日から12日までの9日間の会期で開かれ、町政に対する一般質問が行われたほか、町長から提案された平成20年度神川町一般会計補正予算（第2号）など補正予算9件、神川町公の施設に係わる指定管理者の指定の手続等に関する条例など条例関係5件、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて1件、平成19年度神川町一般会計歳入歳出決算の認定についてなど9件が審議されました。また、議員提案で4件が審議されました。

町政に対する 一般質問

一般質問は、9月4日に行われ、2名の議員が町長をはじめ町当局の考えを質問しました。
概要は、次のとおりです。



岸 優 議員

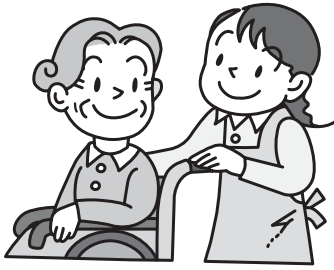
介護保険について

介護保険について、来年4月からの3年間の第4期事業計画として、町でも基本的な考え方が厚生労働省から示され、事業計画づくりが始まっているものと思います。国では、第4期事業計画の目標として、施設の抑制、施設・居住系サービスの利用者を要介護2以上の認定者の37%以下にする。

施設利用者の重度化、介護度4、5の人が占める割合を70%以上にする。介護施設の個室化を50%以上にするなどを掲げております。第2は、介護報酬の改定であります。03年と06年の2回の改定では、マイナス改定となりました。これが介護の人材不足、劣悪な労働条件となっております。第3は、介護保険料の改定であります。これまでの見直しでは、高齢化の進行などに伴い全国平均では65歳以上の介護保険料は、03年は13%、06年は24%も値上げをされました。神川町では、03年は100円の引き下げでありました。06年は、29.2%の大幅な値上げを行いました。来々4月の改定を目指して、またこれが値上げをするのか伺う。前回

改定介護保険のもとで、介護予防や自立支援の重視といった当時の宣伝や、本当に必要な家事援助の方は当然今後を受けていただくという厚生労働大臣の約束にも反し、高齢者の生活や、人権を侵害するような国の基準に照らしても行き過ぎた介護取り上げが行われ、これはすべきではありません。典型的なもの、介護ベッドや車いすなどの取り上げでありました。2006年には全面実施されましたが、軽度の人から一部の例外を除いて取り上げられたのであります。神川町でも実例がありました。当時厚生労働省は、この福祉用具の取り上げを廃用症候群、体を使わないと身体機能が衰弱することを防ぐために、本人の生活機能の維持、向上を図る介護予防の一環として位置づけていました。ところが、現場での怒りが広がると、06年8月14日に事務連絡を出し、取り上げの対象となった人に対して、自費で福祉用具を使うように進める態度に転換したのであります。これらの介護予防は口実にすぎず、介護保険の給付の削減だけが介護保険法の

改定の本当のねらいであったことを明らかにしたものであります。5月13日に財務省は、財政制度等審議会に対して介護保険改定の試案を提出いたしました。それを見ますと、要介護度2以下の人をすべて介護保険の適用外とする案、身体介護サービスを利用する案、身体介護サービスを利用する案、介護保険の適用外とする案、そして利用料を1割から2割に引き上げる案であります。これによって、最大2兆900億円国費を削減することができるとまで言っております。介護保険料が高いのは、最大の理由は国庫負担が少ないこととあります。介護保険が始まったとき介護に占める国庫負担の割合は、それまでの50%から25%に引き下げられました。計画的に50%に向けて国庫負担の割合を引き上げることが、全国市長会、全国町村会なども長年要求してきました。その財源は約3,000億円あります。国は、直ちにこれを実現すべきであります。公的な介護制度の目的は、高齢者の人権を保障し、人間らしい、その人らしい生活とであります。町内の例で見ますと、介護1、2の認定者が、前回の改定後の認定では要支援1、2となり、介護も大幅に制限をされました。ある視力障害者、ほとんど全盲であります。この方は、この制度が変わる前はヘルパーと散歩を許されたわけでありました。しかし、改定後はこのヘルパーとの散歩は、これは禁止をされました。現在は、家事援助とセットでないときで



くなつてしまいました。週6回が、現在は3回であります。ある方は歩行困難であり、ヘルパーに車いすを押ししてもらい、自宅からわずか直線で250メートルのところにある郵便局にお金をおろしに行くこともできました。改定後は、その車いすをヘルパーが押して外出することも禁止をされてしまいました。現在はタクシーを使って、広い道路を走りますから、これ300メートルです。わずか300メートルのところタクシーを使っていかなければなりません。1回1200円タクシー代がかかります。是非この実態を調査して、そして介護が本当にお年寄りの皆さん方のためになる、そして住民のためになる、そういうものにしていただきたいと思えます。介護保険は、国で法律は決めますけれども、事業主体は自治体であります。ぜひそのところを町長は認識をしていただき、そして住民に温かい介護ができるような制度にしていただきたいと思えます。町長の考えを伺う。

答 え 町 長

介護保険に关しましては非常に重要であるというふうには認識しております。まず、介護保険の認定者等が年々ふえておるわけでございまして、このことについてはやはり見直しも必要になってくるわけでございまして、今回平成21年4月からの第4期計画と基本的な町の考え方についてお答えをさせていただきます。平成12年度より開始されました介護保険制度は、本年度で9年目を迎え、その間介護認定者数や介護保険サービスの利用は非常に増加しております。このため、町といたしまして介護保険事業に関する情報を的確につかみ、その動向に対応する行政を展開するための基本的な柱として、平成21年度から23年度までの3年を期間とする第4次介護保険事業計画の策定を本年度進めています。この計画策定については、平成19年度に住宅サービス利用者、施設サービス利用者、一般高齢者及び40歳から64歳の若年者の4種類の対象者、計900人へ健康に関する事項や介護保険制度に対する意向調査を実施しています。いろいろと、この調査により高齢者や若年層の状況、介護サービス利用に関するニーズ等を把握し、介護保険事業における基本目標を定め、今後の行政における各施策を確実に展開できる計画を策定したい



介護予防事業

と考えています。また、この計画ではもう一つの項目として、介護保険料を示すこととなっております。国の介護保険制度改正を柱に第3期までの介護保険事業の実績を踏まえながら、これからの3年間の人口動態、介護給付の見込みなどによりサービス利用事業を見積もり、必要となる65歳以上の第1号被保険者の基本保険料を推計することであります。なお、現在国から示されております介護保険制度改正に関する情報につきましては、次の3点がありました。まず、第1といたしまして、平成18年度から平成20年度までの3年間実施されましたが、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が廃止されます。こ

の制度は、既に税制改正から3年が経過しており、税制改正の影響を受けなかった被保険者や税制改正以降に65歳になった被保険者等の均衡に配慮する必要があるため、廃止されるものであります。

第2に、介護報酬のアップが予定されています。ただし、その対象サービスやアップ率などの詳細につきまして、今後国から示されることとなっております。

第3に、介護保険料の負担割合が改正されます。国と県及び町の負担割合は、今までどおり合計50%ですが、被保険者負担分の50%について見直しが行われ、65歳以上の第1号被保険者分が現在の19%から20%に1ポイントのアップ、40歳以上64歳までの第2号被保険者が現在の31%から30%に1ポイントのダウンとなります。このような状況の中で、町としてはひとり暮らしの高齢者等に食事の提供と安否確認を行う配食サービスや、要介護、要支援状態になるおそれのある方に対して、いきいき体操教室や料理教室等の介護予防事業への参加を働きかけるなど、積極的に地域支援事業を推進し、高齢者が生きがいを持って健康に生活できる施策を行うとともに、介護保険事業の適正な運用と介護保険特別会計の健全な財政を行うために、今後具体的な計画の策定作業を行ってまいりたいと思っております。

消防広域化計画について

総務省消防庁が進める消防広域化計画では、消防本部の規模は大きいほど望ましいとされていますが、消防の現場では広域化で火災現場の地理が不案内になる、消防署のリストラにつながり、現場到着のおくれで火事を消せなくなるなどの反対の声が上がっています。消防の広域化は、2006年に施行された消防組織法の改定によるものでありますが、今年3月までに統合推進計画を策定し、2012年までに市町村議会の議決を経て広域化を実現すれば国の援助が得られるというものでありますが、埼玉県では現在36の消防本部を7ブロックに再編する計画であります。この計画では、児玉郡市広域消防は第5ブロックとなり、行田市から秩父、大滝まで13市町となり、面積では埼玉県の4割を占めるものであります。統合計画では、児玉郡市広域消防では現在7カ所の署、分署がありますが、これが5カ所になるとも言われております。そうなれば対象となるのは、まず第一に神泉分署と、あと1カ所です。広域化になればたくさんさんの消防車を動かせるといっても、20分、30分かかって火が大きくなつてから消防車が多数駆けつけても遅く、被害の軽減に役立ちません。消防は、火事を最小限にとどめ、延焼を防ぐことが任務とされ、部分焼失、家屋の20%までにとどめることが求められています。そのためには、出勤から6分30秒以内に現場に到着し、放水を開始とされています。現場での放水準備にかかる時間は約2分です。逆算すると、緊急走行時間は4分30秒以内が限度とされるわけです。これが基準になって、都市部では2、8キロ以内に1カ所の消防署が現在設置されているのが実態です。広域化推進計画が実施されると、神川分署から矢納までは、どんなに速く行っても25分から30分かかると言われています。部分焼失にとどめることは不可能です。住民の生命、財産を守ることはできません。消防組織法では、市町村の消防は消防庁長官、または都道府県知事の運営管理、または行政管理に服することはないと明確に自治体消防の原則を宣言しております。広域消防計画について、児玉広域組合でどのように対応しているのか。また、町としての考えを伺う。

答え 町長

埼玉県消防広域化推進計画は、住民サービスの向上、消防に関する財政基盤の確立と財政運営の効率化、消防体制の基盤強化を図るため、平成18年に消防組織法が一部改正されたことに伴い、消防庁が定める基本指針に基づいて埼玉県が定めたものであります。計画は県内の36消防本部を7ブロック体制として、本年6月の県議会に報告を行っております。この計画で、神川町の属する第5ブロックは、5つの消防本部があります。児玉郡市と秩父郡市、深谷市、熊谷市及び行田市を含めた13市町で形成する面積150平方キロメートル、人口約73万人という規模になつており、大変な面積の広さがあります。今後は、構成市町村で広域化に向けた消防の円滑な運営を確保するため広域消防運営計画を作成し、平成24年度末に消防の広域化を実現する計画となっております。県は、消防の広域化に向けた準備会議をブロックごとに開催し、当初の目的にある住民サービスの向上など、重点目標についてわかりやすく周知で公表するとしています。また、その内容を十分検討していきたい。また、神川町の方針として現在児玉郡市広域消防本部におきまして、消防の広域化を見据えた消防体制検討委員会

を開催しています。これは、県の一つの方針と、この児玉郡市の消防の関係のこちらでも消防体制検討委員会を開催して、研究しています。この検討委員会には、環境防災課長が出席して町民の安全を守る視点で、地域性や諸状況を踏まえ、町の意見を反映できるよう努力しています。消防の広域化につきましては、大きな視野で取り組む必要があると思います。

この件につきましては児玉郡市の広域圏において、私も副管理者になっており、この管理者会議も近々開かれる予定になっていきます。そういうことを踏まえて、議会を初め町民の皆さんの意見を聞いて、児玉郡市の意見をまとめながら計画に反映できるように取り組んでまいりたい。



児玉広域消防防災訓練

同和对策事業の廃止について

同特法が終了して6年が経過いたしました。現在、法的根拠は全くなくなっています。しかし、神川町では同和事業が依然として継続されています。さきの3月の予算議会でお伺いをいたしました運動団体に出されている活動費補助金について、町長は今年度は一律に10%カットしたと言われましたが、それでも総額396万7,000円が今年度も支出されます。例えば老人会への補助金は、31団体、1,528人に対して182万320円であります。これと比較しても全く比較にならない、そういう金額であります。この補助金については、町長は社会情勢や町の財政状況を勘案し、見直しを図っていきたいと答弁しています。検討した結果どうなったのか、伺う。次に、神川町同和对策高等学校・大学修学奨励費補助金交付要綱について伺う。交付要綱の補助対象資格者として、第2条に、「この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、町内の同和地区に居住する住民の子弟で、前条に掲げる学校等に在学し、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから、教育委員会が決定する」とあります。その第1として、「部落解放に貢献しうる者であること」、第2が「部落差別による経済的理由により修学が困難な者であること」、「申請書提出前1年以上、引き続き神川町同和地区に居住する子弟であること」とあります。同特法が終了し、部落差別が解消された現在、行政が部落住民であるかないかで住民の間に壁をつくり、交付要綱を適用させ補助金交付するなど言語道断であります。3月の議会で、町長は私の質問に対して、即刻調査して内容をまず見ます。その結果、善処と言われましたけれども、これは後で取り消しをして、検討すると訂正しております。この答弁をした時点では、交付要綱を町長は認識していなかったのではないのでしょうか、この点を明らかにしていただきたい。教育長は、「この補助金交付要綱、これは見る限り今の時代にそぐわないと認識します。十分これは検討してまいります」と、答弁をしております。町長は、即刻調査、検討を明言し、教育長は時代にそぐわないと認識していますと言いますが、また憲法にも抵触する補助金交付要綱で、なぜこれを予算執行したのか。高校生と大学生、合わせて10人にこれを交付しております。これは、いかなる理由なのか伺う。

答え 町長

同特法が終了後も継続している同和对策事業の廃止についての答弁をさせていただきます。同和问题解決のための国の特別対策は、終了して6年が経過しています。神川町でも特別措置法は、失効後も人権問題の重要な課題の一つとして同和问题を位置づけ、問題解決に取り組むことを柱にした今後の同和行政基本方針を平成15年4月に作成し、その基本方針に沿って各種の施策を実施しているところであります。しかし、現在の複雑、多様化した社会には、女性や子供、高齢者や障害者、同和问题、犯罪被害者やその家族等への人権侵害の例がまだに見られます。このような基本的人権の侵害という社会問題を解決するため、神川町では町民の皆さんと一緒に人権についての理解を深め、考えていただき、ぬくもりのある人づくりになるよう人権教育の啓発活動を推進してまいります。今年度の予算は前年度に対し10%の減額を行ったところであります。今後の対応については、社会情勢や町の財政状況等を勘案し、見直しを図っていきたく考えています。これからもあらゆる人権課題に対応した人権啓発や、教育を中心に人権行政を効果的、効率的に展開し、人権尊重の町宣言の趣旨

答え 教育長

に基づいて、基本的人権を正しく理解し、尊重し合い、明るく住みよい豊かな神川町の実現を推進してまいりたいと考えています。同和对策高等学校・大学修学奨励費補助金の質問について、教育長に答弁させます。

修学奨励費補助金についてですが、この補助制度は昭和52年度に定めた交付要綱により、申請に基づきまして同和地区に在住する高校、大学生に対し、修学奨励費補助金を交付してまいりました。しかしながら、同特法が失効したことや時代の変遷とともに、制度に見直しを図る時期に来ているものととらえ、今年度同和对策高等学校・大学修学奨励費補助金制度の廃止に向けて検討をしてまいりました。その結果、この補助金制度は平成二十年度をもって廃止することにしたし、また、予算を執行した件ですが、七月の定例教育委員会で協議の上、承認されましたので、予算を執行しておきました。





浅見好雄議員

町営バス運営・運行について

現在旧神泉地区で運行されている町営バス路線の前身は、民営会社である上信バスが陸運局の認可を受けて運行していましたが、突然に上信バスが撤退をしたため、旧神泉村が路線を引き継ぎ、県の補助金をいただきながら路線を確保し、今日に至っているものと思います。特に平日などは、矢納地区の住民の利用が最も多く、また、幼稚園はこの春休園になりましたが、小中学校の生徒のスクールバスの役目もしている状況であります。日曜や連休のときになりまして、町外の観光客の利用も日に日に増加の傾向にありますので、現在の矢納阿久原、鬼石線及び住居野線については現行のまま運行し、新たに現在運行している矢納、鬼石線に池尻、桜城団地、秩父瀬を経由して、鬼石に路線延長を町として早急に実行していただきたい。その理由は、阿久原地区の、矢納地区同様に高齢化が年々進んでいます。夜間や日曜日などは若い者との同居生活ですが、平日の昼間は若い者は仕事に出でしまい、家には年寄りばかりになってしましますので、生活圈である鬼石町の病院や買い物にも出かけられない状況になっております。路線延長は必要と思います。この延長の話は、桜城団地完成当初からの住民の願いでもありました。ただし、運行回数については経費のこともありますので、現在の矢納鬼石間の半分ぐらいの回数を新路線に充てて、その後住民の要望、または利用度を見ながら回数を増便する考えを伺う。

答え 町長

町営バスについては、昭和58年4月に民間路線バスの廃止により、公共の福祉を確保するため道路運送法の許可を受けて、廃止代替路線バスとして当時の神泉村が直営で運行を開始し、平成18年の1月の合併後におきましても引き続き運行を行っています。運行体制は、バス2台により、職員1名と一部を民間に委託して運行業務を行っています。運行路線は、神泉総合支所から藤岡市鬼石までの阿久原線と藤岡市鬼石から矢納までの矢納線の2路線で運行し、また阿久原線の中で住居野地区へも運行を行っています。運行本数につきましては、町営バスの基本路線であります鬼石―矢納間が平日7往復、



冬桜の宿 神泉

土、日、祭日が5往復となっております。阿久原線の中で運行しています。住居野地区へは、平日、土、日、祭日ともに1日2往復運行しています。また、年間の運行日数は例年1月1日から3日までを連休としていますので、年間で362日運行しています。この町営バスの運行も、平成18年10月に道路運送法の改正により許可制から登録制となり、現在は法律改正に伴う経過措置として2年間のみなし登録を受けていますが、今月の末でみなし登録期間が終了するため、道路運送法で義務づけられた地域公共交通を設置し、7月に協議を行い、現行どおりの運行で合意を受けて、現在関東運輸局へ登録申請を行っているところであります。利用者の利便を図るため町営バス路線の一部を延長し、桜城、池尻及び秩父瀬地域へ町営バスを経由できないかとの質問ですが、この地域への運行は現在行っていないのですが、神泉地区においては、高齢化も進んでいますので、今後はさらに地域住民の足として、町営バスの果たす役割は大きくなっていくことが予想されます。こうしたことから、町営バスの運行は道路運送法の改正により許可制から地域での合意による登録制となり、現行どおりの運行であっても2年ごとに登録申請を行うこととなり、今後の登録時においては、延長路線を含め地域からの要望の把握を行い、道路の状況、運行体制等に考慮しながら意見を伺い、地域の利用者のニーズに合った町営バスの運行を検討していきたい。

鳥羽川周辺整備について

鳥羽川の整備は、現在町で運営しているフィッシングパーク（釣り堀）を基点に、下流約600メートルを県の補助事業として、平成9年より平成16年まで整備されました。その下流約350メートルが未改良のままになっております。この未改良の区間は、本来ならば連続して延長工事を旧神泉村としては予定していましたが、神川町との合併により中断のままになっておりますが、この未改良区間の工事が完成することにより約1,000メートルの河川公園になり、春には城峯公園のツツジ、夏には鳥羽川公園、フィッシングパーク、キャンプ場、秋には冬桜のライトアップ、年間を通して観光客、まして青少年の増加につながると思いますので、ぜひこの河川の改良を願うものであります。その理由は、町が冬桜の宿の民営化を予定しているように思われますが、民間に冬桜の宿を託すのならばひとと鳥羽川の整備をし、年間を通して一人でも多くの観光客を呼べるようにしなければ、冬桜の宿の民営化はますます遠のくものと思われまますので、町長の考えを伺う。

答え 町長

鳥羽川では、平成9年度から平成16年度まで埼玉県の委任を受け、ふるさと砂防事業として整備工事を実施しました。ふるさと砂防事業は、砂防の基本である安全確保と、災害防止に人や自然に優しい砂防を取り込んだ事業であります。この事業の実施により、鳥羽川は豊かな自然環境や生態系に配慮した安らぎのある水辺空間として、護岸や魚道に自然石を配置し、周辺の景観に溶け込んだ河川として完成したも

ので、総延長607メートル、総事業費5億4,300万円であります。整備された鳥羽川のふるさと砂防地区は矢納地区の中央部にあり、自然景観に恵まれ水質も良好なため、溪流及び周辺整備により親水機能を保った水辺空間として、多くの方に憩いの場として利用してもらえようになっています。整備された区域の下流部の整備についてですが、昨年9月の台風の豪雨により、巨石や流木による護岸の傷みが数カ所あります。この区域は、高牛川を初めとして多くの支川が合流することにより、集中豪雨のときには水量が

一気にふえ激流となります。このため砂防指定区域になっており、埼玉県が管理しています。整備につきましては、台風の直後にも県に要望しております。埼玉県では、川の国埼玉の砂防計画として、災害に強い地域づくりと自然と人に優しい川づくりの2つを基本方針として、つくる、守る、使うという3つの視点から取り組んでいます。この県の施策に沿って整備していただくよう、今後も県に強く要望していきたい。

先日、県知事にお会いしたときに、鳥羽川のふるさと砂防地区で子供が遊んでいる姿の写真を私に見せて、神川はいいところがあるのだなど、こういうふうな話も伺っております。私も、



下流部 河床の低下



整備された上流部

その上流にはフィッシングパークもある、魚釣りができるところもあるので、すよと、そういう話をしたわけでございます。非常に県でもすばらしいところだとかんがえておりますので、いろんなものを含めて県に強く要望していきたい。

議案審議の結果

九月定例会は、平成二十年度神川町一般会計や特別会計等の補正予算、平成十九年度神川町一般会計や特別会計等の決算、条例の改正、報告、議員提案などが審議され、それぞれ原案どおり可決されました。

予算関係

◎平成二十年度神川町一般会計補正予算(第二号)

歳入歳出それぞれ一億九、二二一萬三千円を追加し、総額を四八億八、三九〇万三千円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

- 使用料及び手数料 二二九万五千円
- 国庫支出金 一〇〇〇万円
- 県支出金 二七八万二千円
- 寄附金 二六〇万九千円
- 繰入金 △七八〇万四千円
- 繰越金 二億五三三万九千円
- 町債 一三三万円

○歳出に追加された主な項目

- ＜議会費＞
 - 報酬等 △四四七万二千円
- ＜総務費＞
 - 一般管理費 二〇三三万円
 - 企画費 九四〇万円
 - 人権政策費 一四一万一千円
 - 諸費 △九九万六千円
 - 財政調整基金積立金 九〇四八万八千円

その他基金積立金

- 一億二二九万七千円
- 税務総務費 二六二万七千円
- 賦課徴収費 六〇五万円
- 戸籍住民基本台帳費 八四万七千円

統計調査総務費

△四四五万六千円

＜民生費＞

社会福祉総務費

△四三〇万二千円

障害者等対策費

八二万二千円

地域包括支援センター費

五七万一千円

国民年金費

一七万三千円

身体障害者医療費二二三万三千円

老人医療費 △二九六万二千円

介護保険事業費△八四六万二千円

指定居宅介護支援事業費 五五七万五千円

児童福祉総務費 △五九万八千円

児童福祉施設費 一七九万三千円

児童運営費 二〇四万八千円

＜衛生費＞

保健衛生総務費 七万八千円

保健師設置費 △六四九万八千円

環境衛生総務費 六六万七千円

＜農林水産業費＞

農業委員会費 一三三万五千円

農業総務費 △六五万七千円

土地改良費 △一四万一千円

＜商工費＞

観光費 二四一七万二千円

＜土木費＞

土木総務費 △一八万二千円

下水道費 △六万三千円

住宅管理費 一〇万円

＜教育費＞

事務費 二二万一千円

教育振興費 △四七万九千円

神川中学校教育振興費 二七万一千円

幼稚園管理費 △一九八万五千円

社会教育総務費 △三二万円

公民館費 △二二万七千円

保健体育総務費△九五二万三千円

給食センター管理費 三一七万二千円

＜災害復旧費＞

道路橋梁災害復旧費 三五三万五千円

＜公債費＞ △二六五六万円

＜審議結果＞ 全員賛成 原案可決

◎平成二十年度神川町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

施設勘定

歳入歳出それぞれ、一四五一万増額し、総額を一億二八五二万円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

- 繰越金 一四五一万円
- 歳出に追加された主な項目
- 総務費 七〇七万一千円
- 諸支出金 七四三万九千円

＜審議結果＞ 全員賛成 原案可決

◎平成二十年度神川町老人保健特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ、三五六一万九千円増額し、総額を一億七二九五万三千円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

- 国庫支出金 一八二万四千円
- 県支出金 六二万六千円
- 繰越金 一六八万七千九百円
- 歳出に追加された主な項目
- 医療諸費 二〇〇万円
- 諸支出金 三三六二万九千円

＜審議結果＞ 全員賛成 原案可決

◎平成二十年度神川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ、二九六万二千円



減額し、総額を一億二三四万二千円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

繰入金 △二九六万二千円

○歳出に追加された主な項目

総務費 △二九六万二千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成二十年度神川町介護保険特別会

計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ、二六五万四千円追加し、総額を七億八一五万五千円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

繰入金 △八四六万二千円

繰越金 三五〇〇万七千円

○歳出に追加された主な項目

総務費 △八四六万二千円

基金積立金 一七〇八万六千円

諸支出金 一七九二万一千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成二十年度神川町町営バス事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ、四八万二千円増額し、総額を一四二万五千円とするもの。

繰入金 △九九万六千円

繰越金 一四七万八千円

○歳入に追加された主な項目

繰入金 △九九万六千円

繰越金 一四七万八千円

繰越金 一四七万八千円

○歳出に追加された主な項目
事業費 四八万二千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成二十年度神川町観光事業特別会

計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ、二一六万四千円増額し、総額を一億三八一七万一千円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

繰入金 二〇八〇万九千円

繰越金 八三万三千円

○歳出に追加された主な項目

事業費 △八〇二万円

公債費 二九六六万二千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成二十年度神川町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ、八七三万七千円増額し、総額を三億八五五万二千円とするもの。

繰入金 △六万三千円

繰越金 五〇〇万円

○歳入に追加された主な項目

分担金及び負担金 三八〇万円

繰入金 △六万三千円

繰越金 五〇〇万円

○歳出に追加された主な項目

総務費 一七万円

事業費 八五六万七千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

繰越金 一四七万八千円

◎平成二十年度神川町水道事業会計補正予算(第一号)

収益的収入及び支出(予算第3条)

で八八八万四千円を追加し、予算累計額を三億三五二九万円とするもの。

○支出に追加された項目

総係費 八八八万四千円

資本的収入及び支出(予算第4条)

の内、資本的収入では配水管布設工事負担金として一八一三万三千円、資本的支出では、委託料二五一万円、工事請負費一五六二万三千円とするもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

繰入金 △六万三千円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円

繰越金 五〇〇万円



決算関係

◎平成十九年度神川町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額五四億三三五万九千円、歳出総額四九億六九三万八千円、決算を認定するもの。詳しくは「広報かみかわ十月号」をご覧ください。

〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎平成十九年度神川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

事業勘定は、歳入総額十七億一三九万五千円、歳出総額一五億八九八万二千円、施設勘定では、歳入総額一億二八七万一千円、歳出総額一億一四一九万九千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額一億六〇五万三千円、歳出総額一億四三三万五千六千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入総額七億三四一六万七千円、歳出総額六億九一九六万五千円の決算を認定するもの。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入総額八九五万四千円、歳出総額八四九万一千円の決算を認定するもの。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町町営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入総額一六五五万円、歳出総額一五〇七万一千円の決算を認定するもの。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入総額一億一四七三万五千円、歳出総額一億一三八〇万二千円の決算を認定するもの。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額四億八二六万九千円、歳出総額四億七七四万五千円の決算を認定するもの。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
事業収益が、三億三三二万四千円、事業費用が三億四八一万九千円、資本的収入が、一億七四九一万八千円、資本的支出が二億九一五万四千円の決算を認定するもの。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十九年度神川町健全化判断比率について

◎平成十九年度普通会計財政健全化審査意見書

◎神川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
町民サービスの向上や行政運営の一

報告

条例

層の効率化を図るとともに、地域経済の振興のために、本町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるため。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）の施行に伴い、所要の改正を行う。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に伴い所要の改正を行う。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
公益法人制度の改革に伴い、平成二十年十二月一日から施行される公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律による新たな公益法人制度に移行することに伴い所要の改正を行う。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町営住宅条例及び神川町特定公賃貸住宅条例の一部を改正する条例
住民生活の安全と平穩の確保を図り、社会公共の利益に反する暴力団員の町営住宅等への入居を制限するため所要の改正を行う。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

人事

◎人権擁護委員候補者に浅見多美子氏を同意
人権擁護委員候補者に町長から同意案が提出され、満場一致で同意されました。
住所 神川町大字植竹八四六番地二
生年月日 昭和二十四年九月七日生

議員提案

◎神川町議会議規則の一部を改正する規則
自治法の改正により、議会議規則の中に全員協議会を設置することができるようになり所要の改正を行う。
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

意見書の提出

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさととの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年9月12日

埼玉県児玉郡神川町議会

内閣総理大臣 福田康夫 様
総務大臣 増田寛也 様
財務大臣 伊吹文明 様
農林水産大臣 太田誠一 様
国土交通大臣 谷垣禎一 様

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育国庫負担制度については、2006年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。これによって地方が負担する3分の2の財源は、税源移譲と地方交付税による調整にゆだねられることになりましたが、8割を越す道府県で財源不足が生じることが明らかになっています。

「三位一体改革」によって削減され続けている地方交付税で調整するのであれば、自治体の財政能力の格差も拡大していることから、結局、各地方の教育水準格差は拡大し、「教育の機会均等」を大きく崩す事態となります。仮に、税源移譲配分が国庫負担削減額を上回る自治体であっても、その増額分が教育予算に配分される保障はありません。安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度を維持し、負担率を2分の1に復活させることが必要です。

政府は負担率削減にとどまらず、引き続き義務教育費国庫負担金の全額税源移譲と制度の廃止を検討していると伝えられています。

よって国並びに政府機関に義務教育費国庫負担制度を堅持されますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条2項の規定により意見書を提出します。

平成20年9月12日

埼玉県児玉郡神川町議会

内閣総理大臣 福田康夫 様
総務大臣 増田寛也 様
財務大臣 伊吹文明 様
文部科学大臣 鈴木恒夫 様

意見書の提出

〔仮称〕 協同労働の協同組合法の制定を求める意見書

NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。そのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、大変注目を集めております。しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ちあがるなど法制化の検討がはじまりました。だれもが「希望と誇りを持つて働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を指す「協同労働の協同組合」は市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きること・困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制度をするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年9月12日

埼玉県児玉郡神川町議会

- | | | |
|--------|------|---|
| 衆議院議長 | 河野洋平 | 様 |
| 参議院議長 | 江田五月 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 福田康夫 | 様 |
| 総務大臣 | 増田寛也 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 舛添要一 | 様 |
| 経済産業大臣 | 二階俊博 | 様 |

議会日誌

7月



- 1日 全員協議会
- 2日 部落解放同盟丹荘支部総会
- 3日 部落解放同盟青柳支部総会
- 11日 コミュニティ協議会総会
- 12日 国民平和実行連
- 14日 観光協会総会
- 15日 夏の交通事故防止街頭キャンペーン
- 16日～17日 児玉郡町議会議員前期研修会
- 26日 植竹サマーフェスティバル
- 28日 全国高等学校総合体育大会
- 29日 神流湖整備協合理事会
- 30日 全員協議会

8月



- 2日 いずみ納涼祭 いろいろの友納涼祭
- 6日～7日 広域圏議会議員研修会（福島県）
- 8日 青柳保育所夏まつり 神流川沿岸地域国営事業等促進協議会監査
- 9日 丹荘保育所夏まつり
- 9日 ルピナス神川ホーム サマーフェスティバル

9月



- 12日 光ファイバー高速通信網会議
- 21日 梨連合会共進会（果実の部）
- 22日 県国保協議会
- 23日 人権教育講演会 事故なし（梨）キャンペーン
- 25日 議会運営委員会
- 26日 神流川沿岸地域国営事業等促進協議会総会
- 1日 全員協議会
- 4日 第4回定例議会（一般質問）
- 5日 第4回定例議会（決算説明）
- 8日 総務常任委員会 文教厚生常任委員会
- 9日 建設経済常任委員会
- 11日 第4回定例議会（決算質疑、採決）
- 12日 第4回定例議会（条例、補正予算等質疑採決）
- 13日 横浜三溪園観月会
- 18日 観光協会役員会
- 19日 児玉郡市消防施設視察
- 20日 運動会（丹荘小学校、青柳小学校、渡瀬小学校、神泉小学校 神泉中学校）
- 25日 神川中学校運動会
- 26日 広域圏議会
- 27日 青柳保育所運動会 神川幼稚園運動会
- 28日 丹荘保育所運動会